

熊谷市バドミントン協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、熊谷市バドミントン協会と称する。(以下、協会という。)

(事務局)

第2条 本協会は、会務処理のため会長指定の場所に事務局を置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本協会は、次に掲げる事項を活動の目的とする。

- (1)熊谷市を活動の基盤とするバドミントン愛好者の技術力向上と活動の活性化を支援する。
- (2)広く競技の普及を図るため、新規愛好者が積極的に参加できる環境を構築する。
- (3)活動する選手を通じて、地域社会との交流を深め、地域のよき隣人となる。

(事業)

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)大会の開催
- (2)初心者講習会の開催
- (3)ジュニア育成活動
- (4)技術講習会の開催
- (5)講演会の開催
- (6)功労者、優秀選手等の表彰
- (7)その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本協会の資産は、次のとおりとする。

第1項 会費

- (1)会費とは、協会に加盟する者によって支払われる納付金をいう。
- (2)会費の徴収は、必要に応じて行う。実施にあたっては理事会の議を経て行うものとする。

第2項 補助金・助成金

- (1)公益財団法人熊谷市体育協会からの補助金・助成金をいう。

第3項 寄付金・協賛金

- (1)寄付金・協賛金は、協会の目的に賛同する一般者、企業、団体等から募るものとする。
- (2)寄付金・協賛金への賛同者氏名、名称等は適切な方法にてこれを公表する。

第4項 大会収入

- (1)大会収入とは第2章第4条の事業に定める大会の開催による収入とする。

第5項 その他の収入

(資産の管理)

第6条 本協会の資産は、会長が管理し預金等確実な方法により会長が保管する。

(経費の支弁)

第7条 本協会の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し年次総会において出席者の過半数以上の議決を経て決する。

- 2) 事業遂行上必要ある時は、年次総会において出席者の過半数以上の議決を経て特別会計を設けることができる。
- 3) 特別会計に伴う収支予算は、会長が編成し、年次総会において出席者の過半数以上の議決を経て決する。

(収支決算)

第9条 本協会の収支決算は、会長が作成し、年次総会において出席者の過半数以上の議決を経て決する。

- 2) 本協会の収支決算に余剰金がある時は、年次総会において出席者の過半数以上の議決を経て翌年度に繰り越すものとする。
- 3) 特別会計に伴う収支決算は、会長が編成し、年次総会において出席者の過半数以上の議決を経て決する。
- 4) 特別会計に伴う収支決算に余剰金がある時は、年次総会において出席者の過半数以上の議決を経て翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第10条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職務

(役員)

第11条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 : 1名
- (2) 副会長 : 若干名
- (3) 理事長 : 1名
- (4) 副理事長 : 1名
- (5) 事務局長 : 1名
- (6) 監事 : 2名
- (7) 会計 : 1名
- (8) 広報 : 1名
- (9) 理事 : 若干名

(役員を選任)

第12条 会長、副会長は、理事会で推挙し、協会年次総会で選任する。

- 2) 理事は、会長が推薦（チーム代表者はチーム推薦）し、協会の年次総会で選任する。
- 3) 理事長、副理事長、事務局長、監事、会計、広報は理事の互選とし、年次総会で選任し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。なお、職務分掌については事務分担細則に定める。

- (1) 会長は、協会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を助け会長に事故ある時、又は不在の時は会長に代わってその職務を代理し執行する。
- (3) 理事長は、協会の会務を統括し遂行する。
- (4) 副理事長は、理事長を助け理事長に事故ある時、又は不在の時は理事長に代わってその職務を代理し執行する。
- (5) 事務局長は、協会の実務を掌握し執行する。
- (6) 監事は、会計及び業務執行状況の監査を実施する。
- (7) 会計は、協会運営金の出納業務を行う。
- (8) 広報は、協会の広報活動を行う。
- (9) 理事は、協会の業務を遂行する。

(役員任期)

第14条 本協会の役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、再任をする場合の上限は、5期10年とする。(在任期間が10年を超える場合は、再考する。)
- (2) 会長、副会長にはこの規定を適用しない。但し、5期10年を超える場合は、再考する。
- (3) 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者、又は現任者の在任期間とする。
- (4) 役員は、辞任又はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が次のようなことに該当する時は、年次総会において出席者の3分の2以上の決を経て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる時。

(役員地位と報酬)

第16条 役員は全て名誉職とする。但し、実費弁償を受けることができる。

- 2) 実費弁償に関する規定は活動手当細則に定める。

第5章 会議

(理事会)

第17条 本協会に理事会をおき、第4章第11条の役員により構成し次の事項について審議決定する。

- (1) 事業計画に関する事。
- (2) 事業報告、決算及び監査結果に関する事。
- (3) 重要事項で理事会が必要と認める事項。

第18条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

- 2) 理事会の議長及び書記は、会長が委任する。

(理事会の定数等)

第 19 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事についての書面(委任状)をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2) 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところとする。

(議事録)

第 20 条 理事会は、議事録を作成し、事務局が保管する。

第 6 章 部会

第 21 条 本協会に、会務の円滑な運営を期するため、理事会の議決に基づき部会をおくことができる。

2) 部会は、本協会の行う事業に関し、専門的に事項についての企画運営に協力する。

第 7 章 加盟団体及び個人

(加盟)

第 22 条 本協会に登録する団体及び個人は、年次総会の承認を経て、加盟することができる。

(資格の喪失)

第 23 条 本協会の加盟団体及び個人は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 団体の解散
- (3) 除名

(退会)

第 24 条 本協会の加盟団体及び個人が退会しようとする時は、その事由を申し出さなければならない。

(除名)

第 25 条 本協会の加盟団体及び個人が、次のいずれかに該当する時は、年次総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本協会の加盟団体及び個人としての義務に違反した時。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為のあった時。

(会費)

第 26 条 本協会に登録する団体は、理事会で定める納付金を毎年納入しなければならない。

- 2) 本協会に加盟する個人は、理事会で定める納付金を毎年納入しなければならない。但し、小学生、中学生、高校生はこの限りではない。
- 3) 既納の納付金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第 8 章 弔意

(弔意)

第 27 条 本協会の弔意に関する規程は、別に定める。

第9章 表彰

(表彰)

第28条 本協会の表彰に関する規程は、別に定める。

第10章 補足

(定めなき事項)

第29条 この規程に定め無き事項は、理事会の議を経て決定する。

附則

制定：2006年4月1日

(※2007年4月1日～2010年4月3日の改定については、2013年4月7日付けの規約を参照)

改定：2012年4月8日

*項目（役員）（役員の選任）（役員の職務）内容を削除

〔第4章：第11条（5）、第12条4）、第13条（5）〕

*項目（加盟）内容を一部変更〔第7章：第22条〕

*項目（会費）内容を追記 及び 内容を変更〔第7章：第26条、第26条2)3)〕

〔※ 熊谷市体育協会が財団法人から公益財団法人となる。第3章：第5条 第2項（1）〕

改定：2013年4月7日

*項目（理事会の定数等）内容を一部変更〔第5章：第19条〕

改定：2015年4月5日

*項目（役員）〔第4章：第11条〕『(5) 常任理事・(6) 専門部理事』を削除 及び
『(9) 理事』を追記

*項目（役員の選任）〔第4章：第12条〕『1)』の内容を一部変更 及び
『3)』の内容を一部削除

*項目（役員の職務）〔第4章：第13条〕『(5) (6)』を削除 及び 『(9)』を追記